

家電リサイクル法対象機器の処分について (テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

家電リサイクル法の施行により、家庭用の「テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)」「エアコン」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、メーカーによるリサイクルが義務付けられています。

これらの家電を処分するには、リサイクル料金が必要です。料金については、回収を依頼するお店に直接問い合わせるか、家電リサイクル券センターのホームページをご確認ください。
※業務用品は対象外です。

【家電リサイクル券センター】

電話：0120-319640

ホームページ：<http://www.rkc.aeha.or.jp>

■新しい製品に買い替える場合

購入するお店で引き取りを依頼してください。処分料金等についてはお店に直接お問い合わせください。

■破棄のみの場合

【方法①】 購入先や家電量販店に処分を依頼する。
※処分に係る費用はお店に直接お問合せください。

【方法②】 郵便局でリサイクル料を支払い、リサイクル券を取得後に、リサイクル券と処分する製品をリサイクルセンターへ持って行きます。(運搬手数料が別途かかります。)

[リサイクルセンター]

住所：牧之原市坂部1615-3

電話：0548-29-0425

【注意】業務用製品の処分について

業務用の冷蔵庫、冷凍庫等は、家電量販店やリサイクルセンターに持ち込むことはできません。

製造メーカーにお問合せいただくか、公益社団法人静岡県産業廃棄物協会(電話：054-255-8285)にご相談ください。